

**税制優遇
適用可能**

**生産性向上設備
投資促進税制とは**

質の高い設備投資の促進によって
事業者の生産性向上を図るための税制措置

即時償却または税額控除5%

[平成26年1月20日から平成28年3月末日まで]

特別償却50%または税額控除4%

[平成28年4月1日から平成29年3月末日まで]

■対象者

青色申告をしている法人・個人事業主

■対象設備(要件)

- 最新モデルであること
- 生産性が年平均1%以上向上していること
- 一定の価額以上であること
- 機械装置:取得価格が160万円以上のもの

経済産業省

詳しくはホームページをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html